

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出について

公有地の拡大の推進に関する法律の届出・申出要件

(1) 土地の有償譲渡の届出(法第4条関係)

届 出 要 件		面積要件
都市計画施設の区域内に所在する土地 (都市計画区域外にあっても対象)		200 m ² 以上
都市計画区域内に所在する土地で次のもの		
各法律により決定された区域 (道路法により道路区域に決定された区域内の土地等)		200 m ² 以上
一定面積以上のもの		
市街化区域内		5,000 m ² 以上
都市計画区域(市街化区域を除く)		10,000 m ² 以上

(2) 土地の買取希望の申出(法第5条関係)

土地の所有者が、地方公共団体による買取りの希望を申し出る場合の要件

- ・上記(1)に掲げる土地
- ・その他、都市計画区域内の一定面積(100m²)以上の土地

公拡法の届出義務

■上記(1)の届出要件に該当する土地を有償譲渡する場合、**契約予定日の3週間前までに必ず**市町村への届出が必要です。

(松本市が届出審査いたします。この間譲渡制限期間となります。)

■届出をしないで土地を有償で譲渡したり、偽りの届出をすると、50万円以下の過料に処せられることがあります。

提出書類

- ① 土地有償譲渡届出書 (様式第1号 第2条関係)
または土地買取希望申出書 (様式第2号 第2条関係) 1部
- ② 土地の位置図 (縮尺 50,000 分の1以上の地形図) 1部
- ③ 周辺状況図 (住宅地図、縮尺 2,500 分の1以上の図面等) 1部
- ④ 土地の形状を明らかにした図面 (実測図) 1部
- ⑤ 公図、または土地所在図の写し 1部
- ⑥ 土地登記簿の写し 1部
- ⑦ 委任状 (代理人が届出を行う場合のみ) 1部
- ⑧ 届出対象地と都市計画施設の位置がわかる図面 1部
(都市計画施設の区域内に所在する土地の場合のみ必要となります。)